

会 員 各 位

群馬県中小企業団体中央会
会 長 金 子 正 元

独占禁止法の適用除外制度に係る懇談会の開催について（ご案内）

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、本会事業につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、協同組合等が行う共同事業は、法令により原則として独占禁止法の適用除外とされています。しかし、事業の内容やその運営方法によっては、この原則が修正され、公正取引委員会による行政処分の対象となり得る場合があります。

こうした例外的行為に関しては『事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針』として基本的な考え方が公表されていますが、その内容は複雑かつ多岐にわたるため、個々の組合活動における具体的な適用場面を理解するのは難しいのが実情です。

そこで本会では、公正取引委員会の担当官をお招きし、独占禁止法の観点から、組合活動において注意すべきポイントを解説いただくとともに、質疑応答や情報交換を通じ、組合事業運営の円滑化にお役立ていただけるよう、下記懇談会を開催致します。

つきましては、業務ご多忙中とは存じますが、是非ともご参加いただきますようご案内申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年10月23日（火） 午後2時～午後4時
2. 場 所 前橋市 マーキュリーホテル 本館3F「青嵐の間」
前橋市大友町3-24-1 TEL 027-252-0111
3. 内 容 (1)「事業者団体の行為と独占禁止法の関係について」（解説）
講師：公正取引委員会事務総局
経済取引局取引部相談指導室 担当官
(2)質疑応答・情報交換
4. 参加費 無料
5. 定 員 約30名
6. 申込方法 別紙申込書に必要事項をご記入の上、10月12日（金）迄にご返送下さい。
7. 問合せ先 群馬県中小企業団体中央会 指導部振興課（担当：森山）
TEL 027-232-4123 FAX 027-234-2266

